

大会事務処理要項

1. 目的

この要項は、大阪府スポーツ少年大会競技別交流大会開催基準要項の規定に基づき、大阪府スポーツ少年大会競技別交流大会（以下「大会」という。）の事務処理を円滑に行うために定めるものとする。

2. 開催経費分担金の交付内示

大阪府スポーツ少年団は、その年度のスポーツ少年団登録団員の実績に応じて各競技専門部に対し、開催経費分担金の交付を内示する。

3. 開催経費分担金の交付申請

- (1) 主管競技専門部実行委員会（以下「主管実行委員会」という。）は、実行委員長を定め、分担金交付申請書（様式①）に事業計画書（様式②）、収支予算書（様式③）添付のうえ、大阪府スポーツ少年団本部長へ提出しなければならない。
- (2) 前項(1)の書類の提出期限は原則として、大会開催の3週間前または10月末日のいずれか早い期日までとする。

4. 開催経費分担金の交付

大阪府スポーツ少年団は、前項の申請書の審査を行い、適当と認めるときは、分担金を主管競技専門部に交付する。

なお、分担金確定前に分担金を交付する場合は当該年度、申請時に登録完了している単位団を基に交付し、残額は分担金確定後に交付する。

5. 事業報告書

主管実行委員長は、大会終了後 30 日以内、またはその年度の3月1日のいずれか早い日までに事業報告書（様式④）に事業実施報告書（様式⑤）、収支決算書（様式⑥）を添付のうえ大阪府スポーツ少年団本部長へ提出しなければならない。

6. 大会の経理

主管実行委員会は大会に要する経費について、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にしておかなければならない。